

# **丸森町新型インフルエンザ等対策行動計画**

## **(案)**

**令和8年3月改定**

**丸 森 町**

# 目 次

## はじめに

1	これまでの計画策定の経緯	1
2	特別措置法の制定と行動計画の改定	1

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章	目的及び基本的な戦略	4
第2章	基本的な考え方	5
第3章	実施上の留意点	7
第4章	対策推進のための役割分担	8
第5章	行動計画の対策項目	10

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

第1節	準備期	17
第2節	初動期	18
第3節	対応期	18

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節	準備期	20
第2節	初動期	21
第3節	対応期	22

### 第3章 まん延防止

第1節	準備期	24
第2節	初動期	24
第3節	対応期	25

## 第4章 ワクチン

第1節 準備期	28
第2節 初動期	30
第3節 対応期	32

## 第5章 保健

第1節 対応期	35
---------	----

## 第6章 物資

第1節 準備期	36
第2節 対応期	36

## 第7章 住民生活・地域経済の安定の確保

第1節 準備期	37
第2節 初動期	38
第3節 対応期	38

用語解説	41
------	----

# はじめに

## 1 これまでの計画策定の経緯

新型インフルエンザ等の感染症に、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となった場合、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすこととなる。

平成 21 年（2009 年）4 月にメキシコで新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認された後、世界的な大流行となり、国内でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されている。このときの教訓を踏まえ、今後病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるための法整備の必要性が高まり、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症についても対象とした危機管理のための法律として、平成 24 年（2012 年）4 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特別措置法」という。）」が制定され、その後、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す新たな「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が平成 25 年（2013 年）6 月に策定された。

宮城県においては、特別措置法の制定と新たな国の行動計画などを受け、平成 26 年（2014 年）3 月に新たに「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

本町においても、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応するため、政府及び県の行動計画に基づき、町がとるべき行動内容等について検討を進めてきたところであるが、特別措置法において市町村においても行動計画を策定することが義務付けられたことを受け、平成 27 年（2015 年）3 月に行動計画を策定した。

## 2 特別措置法の制定と行動計画の改定

### (1) 特別措置法

平成 24 年（2012 年）4 月に制定された特別措置法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が発生した場合に、国民の生命と健康を保護し、国民生活や経済への影響を最小限に抑えることを目的としている。

特別措置法は、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者などの責務を定め、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置などの特別措置を規定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）等とともに、国全体としての万全な体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

## 《町行動計画の対象となる感染症》

新型インフルエンザ等感染症 <small>(感染症法第6条第7項に該当する感染症)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ</li> <li>・ 再興型インフルエンザ</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症</li> <li>・ 再興型新型コロナウイルス感染症</li> </ul>
指定感染症 <small>(感染症法第6条第8項に該当する感染症)</small>	当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症 ※一、二、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。
新感染症 <small>(感染症法第6条第9項に該当する感染症)</small>	人から人へ伝染し、既知の感染性の疾病とは明らかに異なり、病状の程度が重篤で、全国的かつ急速なまん延のおそれがある感染症

※特別措置法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等

### (2) 行動計画改定の目的

令和2年(2020年)1月にわが国で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、わが国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものとして、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)及び宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)が改定されたことから、町としても、丸森町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)を改定し、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴などを踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

## 【主な改定のポイント】

記載項目	現行計画	改定後の計画
策定・改定	平成27年3月策定	令和8年3月改定
法根拠	・新型インフルエンザ等対策特別措置法	・新型インフルエンザ等対策特別措置法 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
法の目的	新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」と「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るもの。
対象疾患	主に新型インフルエンザ	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階/対策段階	① 未発生期 ② 海外発生期 ③ 県内未発生期 ④ 県内発生早期 ⑤ 県内感染期 ⑥ 小康期	対策段階として、 ① 「準備期」 ② 「初動期」 ③ 「対応期」 の3期に分け、準備期の取組を充実
対策項目	<b>【5項目】</b> ① 実施体制 ② 情報収集及び情報提供 ③ まん延防止に関する措置 ④ 予防接種の実施 ⑤ 住民生活及び地域経済の安定に関する措置	<b>【7項目】</b> ① 実施体制 ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ③ まん延防止 ④ ワクチン ⑤ 住民生活・地域経済の安定の確保 ⑥ 保健 ⑦ 物資
横断的な視点	—	各対策項目に共通する横断的な視点として、3つの視点を設定 ① 人材育成 ② 国と県との連携 ③ DXの推進

※おおむね6年ごとに実施される予定の政府・県行動計画改定にあわせて、町行動計画の改定を行う。

# 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

## 第1章 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康はもちろん、経済活動全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には住民の多くが患する可能性があるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策が国の危機管理に関わる重要な課題と位置付けられていることを踏まえ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

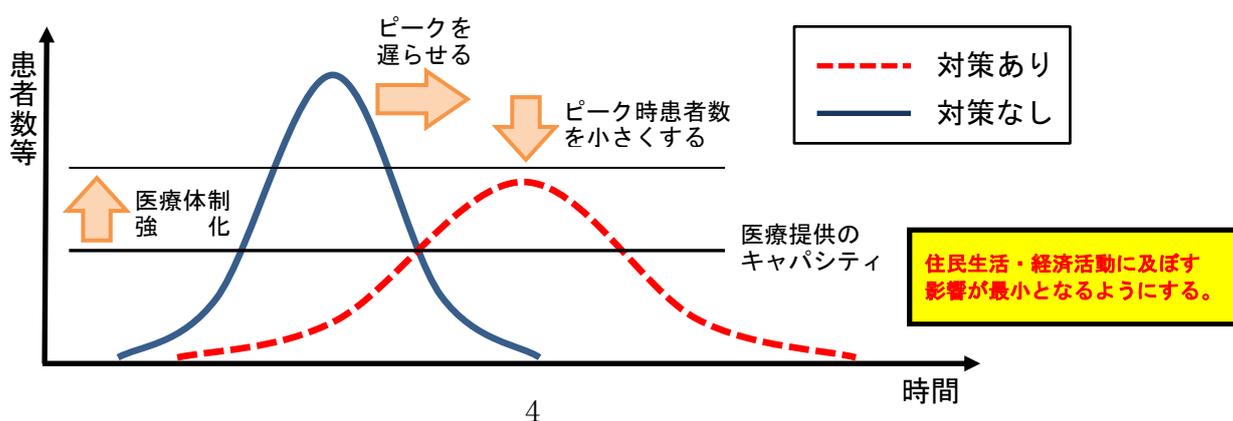
### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療を提供することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

### (2) 住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、住民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 住民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

### 《対策の効果 概念図》



## 第2章 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町においては、国や県の対策を視野に入れながら、町の地理的な条件、社会状況、医療提供体制を考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階（準備期）では、町における医療提供体制の整備や、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- (2) 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応に切り替える。
- (3) 国内で発生したが、町内では発生していない場合は、病原体の町内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを経験として対策を策定することが必要である。
- (4) 町内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期（対応期）では、国や県の対策に基づき、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- (5) 県内外の発生当初の病原性や感染症等に関する情報が限られている場合には、病原性や感染症等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- (6) 町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期）では、国や県、他市町村等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じ対処していくことが求められる。
- (7) 地域の実情等に応じて、町は国や県等と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- (8) その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期）では、科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備など状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を行う。
- (9) 最終的には、流行状況が収束し、特別措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎えるまで以下の対策を行う。

ア 住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

イ 特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

ウ 事業所については、従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

エ 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### **第3章 実施上の留意点**

国、県、町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特別措置法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。この場合において、次の点に留意する。

#### **(1) 基本的人権の尊重**

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特別措置法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷や新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気を維持する観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意し、感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組んでいく。

#### **(2) 危機管理としての特別措置法の位置づけ**

特別措置法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度やワクチン、治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得るため、必ずしもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### **(3) 関係機関相互の連携協力の確保**

丸森町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、宮城県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、他市町村の対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

丸森町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「町対策本部長」という。）は、必要に応じ、県対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

#### **(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応**

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

## (5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進めるとともに、避難所施設等の確保や、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で災害が発生した場合には、国及び県と連携し、状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

## (6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

# 第4章 対策推進のための役割分担

## (1) 国の役割

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。

## (2) 県の役割

- 県は、特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。
- 平時は、医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

### (3) 町の役割

- 住民に対するワクチン接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時における高齢者、障害者等の要配慮者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。
- 平時は、国や県の行動計画を踏まえ、住民の生活支援等の町が実施主体となる対策に関し、町の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- 新型インフルエンザ等の発生後、県が対策本部を立ち上げた際には、丸森町新型インフルエンザ等対策本部要綱（以下「対策本部要綱」という。）に基づき、町対策本部を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ、町の状況に応じて対策を進める。
- 県が緊急事態措置を講じる際には、適切な連携や協力を行う。

### (4) 医療機関の役割

- 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、平時から地域における医療提供体制の確保のため、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を行う。

### (5) 指定（地方）公共機関の役割

- 特別措置法第2条第8項に定めている指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (6) 登録事業者の役割

- 特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

### (7) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必

要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## (8) 住民

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける）等の個人レベルでの感染対策を実践する。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うように努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の対策について情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策に努める。

## 第5章 行動計画の対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、次の(1)から(7)の主要項目を発生段階ごとに示すこととし、留意点について記載する。

### (1) 実施体制

平時においては、町長を「本部長」、副町長を「副本部長」とした町対策本部等を通じ、事前準備の進捗状況を確認し、関係部署等の連携を確保しながら、一体となった取組を推進するとともに、発生時に備えた準備を進める。

#### ア 町対策本部の構成

本部長	町長
副本部長	副町長、教育長
本部員	丸森町新型インフルエンザ等対策本部条例第4条第1項に定める者

#### イ 町対策本部の所掌事項

- ・ 新型インフルエンザ等の対策に必要な情報の収集及び交換
- ・ 新型インフルエンザ等の対策に必要な体制の整備
- ・ 新型インフルエンザ等の対策の実施
- ・ その他新型インフルエンザ等の対策に必要な事項

## ウ 町対策本部会議

町対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進する必要がある場合、本部長は、副本部長及び本部員を招集して、町対策本部の会議（以下「町対策本部会議」という。）を開催する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、対策を強力に推進する必要があるため、町対策本部会議において情報発信するとともに、国や県の動向等を注視する。さらに、全国的かつ急速なまん延により、住民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められ、特別措置法に基づき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされた場合には、対策本部要綱に基づき、速やかに町対策本部を設置し、必要な取組を実施する。

また、新型インフルエンザ等対策は、主に医学・公衆衛生分野の専門的知見が求められる対策であることから、平時には、町行動計画の作成等において、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く必要がある。

なお、発生時においては、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められることから、仙南保健福祉事務所、一般社団法人角田市医師会（以下「医師会」という。）、一般社団法人仙南歯科医師会、仙南薬剤師会角田・丸森支部、医療機関、警察、消防等の関係機関との連携体制を構築する。

## エ 丸森町新型インフルエンザ等対策本部条例

### 丸森町新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、丸森町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 対策本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の対策に必要な情報の収集及び交換
- (2) 新型インフルエンザ等の対策に必要な体制の整備
- (3) 新型インフルエンザ等の対策の実施
- (4) その他新型インフルエンザ等の対策に必要な事項

(組織)

第4条 法第35条第2項第4号の町長が本部員として任命する者は、次のとおりとする。

- (1) 会計管理者
- (2) 丸森町課設置条例（昭和61年丸森町条例第2号）第2条に規定する課の長
- (3) 丸森町行政組織規則（昭和56年丸森町規則第1号）第6条に規定する室の長及び第27条第1項に規定する事務長
- (4) 丸森町教育委員会行政組織規則（平成2年丸森町教育委員会規則第1号）第7条に規定する課の長
- (5) 丸森町農業委員会の組織等に関する規程（昭和40年丸森町農業委員会規程第1号）第7条第1項に規定する事務局長
- (6) 丸森町議会事務局処務規程（昭和43年丸森町議会規程第1号）第3条第1項に規定する事務局長

2 法第35条第3項の副本部長として町長が指名する者は、副町長及び丸森町教育委員会教育長とする。

3 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

4 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

(職務)

第5条 本部長は、対策本部を代表し、対策本部の事務を総括するとともに、本部員及び職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するとともに、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員及び職員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第6条 本部長は、第3条に規定する事項を処理するため、必要に応じて対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、本部長の承認を得て代理の職員を出席させるものとする。

3 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見及び資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(部)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部に属する本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## (2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションを図っていく。コミュニケーションは、双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでないことに留意する。

## イ 情報提供手段の確保

住民については、情報の入手方法や手段が千差万別であることが考えられる。外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取る側の状況に応じた情報提供のため町のホームページやSNSを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、迅速に情報提供を行う。

## ウ 平時における住民への情報提供

新型インフルエンザ等の発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、平時においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報を住民、医療機関、事業者等に情報提供する。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する周知を図り、発生時に住民に正しく行動してもらううえで必要である。特に、児童・生徒等に対しては、学校（学校教育法第1条第1項に規定する学校を指す。以下同じ）・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について情報提供に留意する。

## エ 発生時における住民への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて国内外の発生状況、対策の実施状況等について、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながらかつ迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

住民に提供する情報の内容においては、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、情報を発信する必要がある。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることや個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることが重要である。

## オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図り、集約して一元的に発信する体制を構築する。町対策本部で情報集約し、適時適切に情報を共有する。

また、提供する情報の内容に応じて、適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、住民の不安等に応えるための説明の手段を講じ、次の情報提供に活かしていく。

## カ 相談窓口の設置

住民などからの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を保健福祉課に設置し、適切な情報提供に努める。

### (3) 予防・まん延防止

#### ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで、体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

#### イ 主な感染拡大防止策

個人における対策として、平時からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人ごみを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。

新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて不要不急の外出自粛要請が行われた場合は、その取組等に適宜、協力する。

地域対策・職場対策として、町における発生の初期段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等が行われた場合、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じ、国が実施する感染症危険情報等を住民に提供する。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、町内での感染者発生に備えて体制の整備を図る。

### (4) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

## **(5) 保健**

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、患者の発生動向の把握から町に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

## **(6) 物資**

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

そのため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

## **(7) 住民生活・地域経済の安定の確保**

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、住民生活及び地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、住民や事業者は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

政府行動計画の発生段階を踏まえて、対策項目ごとに3段階に分けて対応する。

町行動計画の発生段階・時期		
準備期	発生前の段階	新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う時期
初動期	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内外で発生を探知し、有事の体制に移行していく時期
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	政府対策本部設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施する時期
	県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	

### 第1章 実施体制

#### ●第1節 準備期

##### ＜目的＞

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合は、事態を的確に把握し、全町的に取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、県や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

##### (1) 町行動計画の適宜の修正・見直し

- ・町行動計画を作成(変更)する。計画を作成(変更)する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を聴く。
- ・新型インフルエンザ等の発生時において、強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、既存の業務継続計画を適宜変更する。

## (2) 実践的な訓練の実施

- ・町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

## (3) 体制の整備及び国・県等との連携強化

- ・国、県及び他市町村と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ・新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県など関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## ●第2節 初動期

### 《目的》

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ・国が政府対策本部を設置した場合や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、町は対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ・必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

### (2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

- ・機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討し、所要の準備を行う。

## ●第3節 対応期

### 《目的》

町内での新型インフルエンザ等の発生から、特別措置法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとすることが重要である。

感染症危機及び住民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があ

った場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### **(1) 実施体制**

- ・国、県及び他市町村と連携し、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ・新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

#### **(2) 職員の派遣・応援要請**

- ・新型インフルエンザ等のまん延により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他市町村又は県に対して応援を求める。

#### **(3) 必要な財政上の措置**

- ・国からの財政支援を有効に活用し、財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### **(4) 緊急事態宣言がなされた場合**

- ・直ちに町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### **(5) 町対策本部の廃止**

- ・新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされた場合は、遅滞なく町対策本部を廃止する。

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### ●第1節 準備期

#### 《目的》

情報収集の対象となる情報としては、町内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症の特徴や病原体の性状に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、住民生活及び地域経済に関する情報を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。平時には、定期的に行う情報収集に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

また、感染症危機において、対策を効果的に行うためには、住民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民が適切に判断・行動できるようにする。そのため、平時から住民の感染症に対する意識の向上を図り、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### (1) 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等の感染症の特徴や病原体の性状等の情報の収集、関係機関への共有、発信を図っていく。
- ・ 住民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理等の平時からの準備に努める。

#### (2) 新型インフルエンザ等の発生前における住民への情報提供・共有

- ・ 地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、町の果たす役割は大きく、地域の実情を踏まえた説明が必要である。
- ・ 準備期から住民が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行う。
- ・ 具体的には平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、住民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。
- ・ 情報提供・共有の際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。
- ・ 保育施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県及び施設管理者と連携して、感染症や公衆

衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、分かりやすい情報提供・共有を行う。

### (3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じて住民へ情報提供・共有する内容について整理する。また、住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について、整理する。

### (4) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ・ 住民からの相談窓口として、コールセンター等を設置する準備を進める。

## ●第2節 初動期

### 《目的》

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状に関する情報の収集を迅速に行う必要がある。新たな感染症に関する情報の確認を速やかに行い、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行う。具体的には、適切に判断・行動できるよう、住民の関心事項や国内及び町内の発生状況等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

### (1) 所要の対応

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに、当該感染症に関する情報収集・分析の体制を確立する。
- ・ 住民生活及び地域経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が住民生活及び地域経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。
- ・ 新型インフルエンザ等の特性、県内における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、住民に対し、情報提供・共有する。
- ・ 準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえながら、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、住民に対し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

## (2) 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

- ・新たな感染症が発生した場合は、国及び県から共有された感染症に関する情報収集から得られた情報や対策について、住民に迅速に提供・共有する。

## (3) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ・住民が取得する情報の入手方法や手段が千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ・住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

## ●第3節 対応期

### 《目的》

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。具体的には、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、人権を無視した感染者等に対する偏見・差別等は感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた情報を繰り返し提供・共有する等、住民の不安の解消等に努める。

## (1) 所要の対応

- ・国及び県から提供された、その時点で把握している情報に基づき、町内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由等を明確にしながら、住民に対し、情報提供・共有を行う。
- ・準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえながら、国が示す関係法令等の解釈や運用等を目安とし、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、住民に対し、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

## **(2) 迅速かつ一体的な情報提供・共有**

- ・住民が取得する情報の入手方法や手段が千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。
- ・住民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

## 第3章 まん延防止

### ●第1節 準備期

#### 《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るため、平時から住民や事業者の理解促進に取り組む。

#### (1) 所要の対応

- ・町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知し、広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ・換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の発生時の対応等について、平時から理解促進を図る。

### ●第2節 初動期

#### 《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

#### (1) 所要の対応

##### ◆町内でのまん延防止対策の準備

- ・町は、国・県と相互に連携し、町内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

## ●第3節 対応期

### 《目的》

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の生命及び健康を保護する。その際、住民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

### (1) 職員の派遣・応援への対応

- ・新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・町内で特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援を求める。

### (2) 所要の対応

#### ◆まん延防止対策の内容

- ・まん延防止対策として実施する対策としては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び住民の免疫の獲得の状況等に応じた対策を講ずる。

#### ◆患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

- ・住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

#### ◆学級閉鎖・休校等の要請

- ・感染状況等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。
- ・必要に応じて、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。

### (3) 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

#### ◆封じ込めを念頭に対応する時期

- ・感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する住民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、住民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等

に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

#### ◆**原体の性状等に応じて対応する時期**

##### 《**病原性及び感染性がいずれも高い場合**》

- ・り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の住民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

##### 《**病原性が高く、感染性が高くない場合**》

- ・り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

##### 《**病原性が低く、感染性が高い場合**》

- ・り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には強度の低いまん延防止対策を実施する。

##### 《**子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合**》

- ・子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。
- ・子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、子どもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

##### 《**ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期**》

- ・ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、

特別措置法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

**《特別措置法によらない基本的な感染症対策に移行する時期》**

- ・ これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

**《主な対応業務の実施（健康観察及び生活支援）》**

- ・ 県が実施する健康観察に協力する。
- ・ 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給に協力する。

## 第4章 ワクチン

### ●第1節 準備期

#### 《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国、県のほか、医療機関や事業者等とともに、接種体制の整備に向けて必要な準備を行う。

#### (1) ワクチンの接種に必要な資材

以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 ワクチンの接種に必要な資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品は以下のとおり。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード  <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> サーキュレーター

## **(2) 接種体制**

- ・医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。
- ・国が定めた基本的対処方針及び国が整理した住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を基に、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

## **(3) 特定接種**

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員・医療関係者については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・地域経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。
- ・国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

## **(4) 住民接種**

- ・平時から、迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。
- ・国、県等の協力を得ながら、住民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施に向け、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

## **(5) 情報提供・共有**

予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや広報紙、SNSなどを通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。

## ●第2節 初動期

### 《目的》

準備期から計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

準備期からの取組に基づき、接種体制を構築する。

#### (1) 接種体制の構築

- ・接種会場の確保、医師会等の協力を得て、接種に携わる医療従事者の確保をする等、接種体制を構築する。
- ・予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行う。

#### (2) ワクチンの接種に必要な資材

- ・「第1節 準備期 (1) ワクチンの接種に必要な資材」において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

#### (3) 国に対する早期の情報提供・共有の要請

- ・必要に応じて、国に対し、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法等、情報提供・共有を早期に行うよう要請する。

#### (4) 特定接種

- ・接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

#### (5) 住民接種

- ・目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保や配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県と連携して

行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- 接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣市町村、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- 医療機関以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数を算定すること。
- 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行うこと。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保すること。具体

的に必要物品としては、「第1節 準備期（1）ワクチンの接種に必要な資材（表1）」と同様である。

- ・感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや高齢者、障害者等の要配慮者への対応が可能なように準備を行うこと。

## ●第3節 対応期

### 《目的》

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ準備期に計画した供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### （1）接種体制

- ・初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行う。
- ・新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国、県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。
- ・国から情報提供・共有される接種回数等について、ホームページ等で公表する。

### （2）特定接種の実施

- ・国により、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに住民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することが決定される。
- ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
- ・国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに住民生活及び地域経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施する場合は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員を対象に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### **(3) 住民接種の接種順位の決定**

- ・国により、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

### **(4) 予防接種の準備及び接種体制の構築**

- ・国と連携して、接種体制の準備を行う。
- ・国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

### **(5) 接種体制の拡充**

- ・感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
- ・高齢者施設等の入所者が接種会場において接種することが困難である場合は、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

### **(6) 健康被害救済**

- ・予防接種の実施により健康被害が生じたと国が認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を図る。

### **(7) 情報提供・共有**

- ・予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、要請に基づき、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。
- ・実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ・地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ・パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

## **(8) 接種記録の管理**

- ・町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

## 第5章 保健

### ●第1節 対応期

#### 《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、県が定める感染症予防計画に基づき、医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、保健所等が求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで住民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### (1) 健康観察及び生活支援

- ・町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ・町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物資の支給に協力する。

#### (2) 感染症対応業務の実施

- ・町は、県、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して感染症対応業務を実施する。

## 第6章 物資

### ●第1節 準備期

#### 《目的》

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、町は感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

#### (1) 所要の対応

##### ◆感染症対策物資等の備蓄等

- ・町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規程による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の備蓄を進める。

### ●第2節 対応期

#### 《目的》

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

#### (1) 所要の対応

##### ◆感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ・町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。
- ・町は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通するなど、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

## 第7章 住民生活・地域経済の安定の確保

### ●第1節 準備期

#### 《目的》

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や住民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活と地域経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### (1) 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### (2) 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### (3) 物資及び資材の備蓄

- ・国、県と協力し、町行動計画又は業務計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### (4) 生活支援を要する者への支援等の準備

- ・国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを明確にしておく。

## **(5) 火葬体制の構築**

- ・県の火葬体制を踏まえ、町内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には、戸籍事務担当部署等の関係機関との調整を行うものとする。

## **●第2節 初動期**

### **《目的》**

国及び県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、住民や事業者に対し、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び地域経済活動の安定を確保する。

### **(1) 所要の対応**

必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

### **(2) 遺体の火葬・安置**

国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が発生した場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## **●第3節 対応期**

### **《目的》**

準備期での対応を基に、住民生活及び地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### **(1) 心身への影響に関する施策**

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

## **(2) 生活支援を要する者への支援**

国からの支援を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

## **(3) 教育及び学びの継続に関する支援**

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

## **(4) 生活関連物資等の価格の安定等**

- ・住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

## **(5) 事業者に対する支援**

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

#### **(6) 住民生活及び地域経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援**

各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた住民生活及び地域経済活動への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

#### **(7) 埋葬・火葬の特例等**

- ・国からの要請を受けて、関係機関と調整を図り、に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

#### **(8) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置**

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

## 【 用 語 解 説 】

(アイウエオ順)

用 語	内 容
<b>感染症指定医療機関</b>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>◎<b>特定感染症指定医療機関</b></p> <p>新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院</p> <p>◎<b>第一種感染症指定医療機関</b></p> <p>一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>◎<b>第二種感染症指定医療機関</b></p> <p>二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院</p> <p>◎<b>結核指定医療機関</b></p> <p>結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）</p>
<b>帰国者・接触者外来</b>	<p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。</p> <p>帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも、新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常感染症の診療を行うすべての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>
<b>帰国者・接触者相談センター</b>	<p>発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターをいう。</p>
<b>指定（地方）公共機関</b>	<p>●定公共機関【特別措置法第2条第7号】</p> <p>独立行政法人等の公共的期間及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。</p>

	<p>●指定地方公共機関【特別措置法第2条第8号】</p> <p>都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給。輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。</p>
<b>住民接種</b>	<p>特別措置法第27条の2第7号に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び地域経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規程に基づき実施する予防接種のことをいう。</p>
<b>新型インフルエンザ等</b>	<p>感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p>
<b>新感染症</b>	<p>新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
<b>新興感染症</b>	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症をいう。</p>
<b>双方向のコミュニケーション</b>	<p>地方公共団体、医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、町による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取る側の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーションをいう。</p>
<b>特定接種</b>	<p>特別措置法第28条の規程に基づき、医療の提供並びに国民生活及び地域経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のことをいう。</p> <p>《特定接種の対象となり得る者》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の提供の業務又は国民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員</li> </ul>
<b>パンデミック</b>	<p>感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</p>
<b>病原性</b>	<p>新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制などを総合した表現をいう。</p>
<b>平時</b>	<p>患者発生後の対応時以外の状態（準備期）</p>
<b>有事</b>	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特別措置法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。</p>
<b>リスクコミュニケーション</b>	<p>関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための行動をいう。</p>